

令和3年度第2回

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

日 時 令和4年2月24日(木) 午後7時～午後8時10分
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター 2階 会議室4
会議に招集された者 北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員
出席者 岩垣宝祥(会長)、永田洋子(職務代理)、河本悟、淀瀬千賀子
牧田真知子(欠席委員 岡本恒之)
説明のための出席者 健康推進課長 吉岡正雄
健康推進課国保医療室 福庭克展
会議に付した事項 別添資料のとおり
議長 岩垣宝祥(会長)

会 議 の 要 旨

令和4年2月17日(木)開催予定だったが、大雪のため翌週24日(木)に変更して開催。

開 会 午後7時

あいさつ
会長

大雪で開催が1週間延期されましたし、コロナ禍の中ではありますが、本日の運営協議会の開催にご協力いただきありがとうございます。
本日の議題は令和3年度の決算見込みと令和4年度予算案の説明となっております。あわせて、北栄町の令和4年度国民健康保険事業計画の策定と国民健康保険税算定の諮問に関する協議があります。
本日はよろしく申し上げます。

健康推進課長

本日は先ほど会長からありましたとおり、令和3年度の決算見込みと令和4年度の税算定についてご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。特に来年度の保険税算定に関する諮問につきましては、多くのご意見とご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

会議録署名人
の選出

牧田委員さんと河本委員さんでお願いします。
(事務局提案により、委員了承)

会長

5の議事に入ります。
「令和3年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」

事務局の説明をお願いします。

事務局

令和4年3月補正予算編成(1月末)をめどとした令和3年度決算見込みについて説明します。

資料に基づき説明 資料P3

(1) 令和3年度北栄町国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
歳入20億5,177万6千円に対して歳出18億8,636万1千円となり、1億6,541万5千円の繰越予定。

歳入の保険給付費等交付金については交付決定額よりも実績は少なくなる見込みであり、今後変更申請か返還が生じ、歳入額は見込みよりも約1億2千万少なくなることが予想される。

委員

歳入の保険給付費交付金は13億7,486万3千円となっているが、これが歳出の保険給付費小計12億4,987万3千円に近い金額となり、1億2千万円ほど少なくなるということですか。

事務局

現在交付金の変更申請の数値調査を行っているところであり、減少見込みであるが、現時点では交付決定額で決算見込みの一覧表を作成しました。実際の繰越額は6千万円程度になることもあります。

委員

単年度会計で見ると実際の収益はいくらになる見込みか。

事務局

令和2年度会計の決算統計調査による単年度収支は約600万円の黒字であり、令和3年度においてもほぼ同様になるのではと予想しています。

会長

決算見込みについてはよろしいでしょうか。

では、次の諮問事項、「令和4年度北栄町国民健康保険税の算定方式及び税率について」説明をお願いします。

事務局

令和4年度の予算(案)との関連がありますので、あわせて説明します。

(2) 諮問事項

①令和4年度北栄町国民健康保険税の算定方式及び税率について

(3) 審議事項

①令和4年度北栄町国民健康保険事業特別会計

資料P4～7について説明。

平成26年度からの歳出実績を参考にして国保税算定を行い、国保税は4方式の税率据え置きで算出したことを説明。

会長

(2) 諮問事項と(3) 審議事項①予算について説明がありました。質疑をお願いします。

委員 この1・2年で医療費が減少傾向にあるなかで、療養給付費の増を見込んでいるが、コロナ前の平成30年度が12億程度だったのか。

事務局 令和元年度の診療費が約12億3千万円であり、平成30年度が11億9千万円。コロナによる受診控えがなくなると、概ね12億円程度であると見込みました。

 北栄町が国保連合会から毎月請求される診療費は1か月約1億円で年間約12億円くらいです。

委員 医療費の減少は北栄町だけでなく全体的なものなのか。

事務局 県納付金状況や年報速報値を見ると全体的に減少しているように見られます。

 特定健診に現時点の受診率は昨年度とほぼ同じではありますが、コロナ前よりは低くなっていますが、医療費は減少しています。毎月1億円くらいの請求があるのですが、月によっては9千万円代や8千万円代の時もあります。

委員 コロナによる受診控えがあるとのことですが、インフルエンザ感染者が少なかったように、皆が病気にかからないように用心しているのか、どのような状況にあるのだろうか。受診控えという表現が適切なのかどうかと考えてします。本当に医療が必要な人が遠慮している状況なのか。

事務局 本当に医療が必要な人は受診しておられると思います。

 高額療養費の対象者を見ると、定期通院が必要な方々はやはり定期的に受診しておられると思います。

 インフルエンザ感染者が少なかったのは大きいと思います。

 特定健診のみならず、がん検診などの受診率も減少傾向にあります。それに応じて、検査や受診が必要な方ができていないということも考えられます。

 早期発見・早期受診を働きかけているところではありますが、そのことができていないのではと心配になります。

委員 精密検査が必要だという数値が落ちてしまうのは心配です。医療費の高騰につながる恐れもあります。

会長 国保税算定について、事務局からは据え置きでの算定をしていますが、こちらについて意見等がありますか。

事務局

第1回運営協議会には情報提供というかたちで医療分と後期支援分の上限額が上がると示していましたが、2月22日付の通知で政令により施行日が令和4年4月1日で決定したことがわかりました。

医療分の上限が63万円から65万円になり、後期支援分の19万円が20万円、介護分は据え置きで17万円となります。

日程の都合上3月議会の提案には間に合っていないと思いますが、こちらは国が示されているところに合わせる必要があると思います。上限額をあげるとなると保険税率は変更しないままの方がよいのではと考えます。

令和3年度の予備費予算が次年度繰越金になると推測しますが、基金に積み立てるのがいいのか、3方式を導入するとなった場合の財源補填に充てるのがいいのか、来年度以降にご検討をお願いしたいと思います。

基金積立金額については、一般分保険税の医療分が4憶程度であり、そのうちの20%であれば8千万ですし、医療費の1か月分だと訳1億円、3方式になった場合の資産割部分を所得割や応益割へ対応させるときの激変緩和部分にするのかなど、積立金についても検討していく必要があると思います。

現在は医療費が減少してはいるものの、これがコロナ前に戻るとなった時のこと時に対応するべく、必要な部分は計上しておかなければならないと考えます。

基金積立金は今年度末で7千万円です。

委員

基金7千万円と予備費8千万円が何か起きた時、不測の事態の時に対応できるということですね。

委員

(基金や予備費は)今はこのまま持っておいた方がいいと思う。

委員

不測の事態が起きた場合、急激な医療費の上昇が起きて財源が枯渇した場合はどうなるのか。

事務局

その時は予備費を充当し、まだ不足する場合は基金を取り崩して活用します。

委員

予備費や基金はこれまでの余剰金だと思いますが、それらもなくなった場合はどうなりますか。一般会計から繰り入れするのか。

事務局

以前は一般会計から繰り入れしたこともありますが、それは適切な会計処理ではないため、それでも不足となった場合、赤字補填として県から借

り入れのような形で交付金がありますが、いずれは県へ返却するために保険税で回収する必要が生じます。

委員

鳥取県からの交付金を増やすことはできないのか

事務局

単町の場合は必要な医療費に係る分を保険税で賄う。今は鳥取県で一本化されているので、納付金という制度の下で各市町村が必要な額を県へ納める。その財源として各市町村が保険税を集めるといった流れになっています。

医療費は県から給付金として入ってくるといったかたちです。

毎年10月頃に県から財源不足に関する調査があり対応は可能だと思いますが、いずれは保険税に反映することになります。

委員

第1回協議会の時に3方式について理解を深めましたが、もし3方式にするとした場合大きな税制改正となる。そのときに基金など、なにかしらのかたちで対応できることも考えておかないといけない。

ただ、7千万円が適切なのかどうかは分からない。

事務局

年間の資産割が約3,500万円であり、その補填として2年間間緩和するとしたら7,000万円の基金を半分ずつ充当し、4年にするのであれば単純に今の倍の基金が必要、といった感じです。

委員

税率を同じだとすると、4年度も同じような年間の国保税額になるけど、3方式にすると同じ額にはならないということか。

事務局

税率を同じにして3方式にすると資産割部分がなくなりますから、その部分は不足することになります。

今年度と同じ国保税額を集めようとしたら、所得割と応益割(均等・平等)を増やさざるを得ないので、資産のある方は税額が減少し、資産のない方は税額が上昇するということもあるかもしれません。

3方式にするのであれば、所得割の税率を大きく上げるのか、均一に基本料金全体を底上げするのかといった、大きな税率改正が生じることになると思います。

委員

そうであれば、4年度の税率は現状維持の方が望ましいと思う。

国や県全体の流れからいつまでも4方式というわけにはならないかもしれない。3方式に対応できるように考えなければならない。

会長

そのほか意見がないようですから、諮問事項につきましては税率据置で

答申案を検討したいと思います。

会長

では次に、事業計画の説明をお願いします。

事務局

それでは令和4年度の事業計画について説明します。

(3) 審議事項

②令和4年度北栄町国民健康保事業計画の策定について

別添 資料1について説明。

保険者努力支援制度の評価指標を意識しつつ記載している。

委員

レセプト点検員の資質向上とあるが、県から各市町村何名配置と定められているのか。

事務局

定められていないが、北栄町は2人です。

年に2～3回、丸1日かかる点検員の研修会を行っています。

実際にレセプトをみて実習と意見交換を行ったりしています。

委員

ジェネリックの変換率はいくらか。

事務局

数値を把握していないので後日お示しします。

(R3.8月 15.8% 効果 108,598 円)

委員

ジェネリック差額通知は個人に発送するのか。

事務局

該当者に対して年2回、医療費通知と同じように個人へ発送しています。

委員

現在ジェネリック医薬品は、薬によっては後発品が不足している状況にある。先発品に変更するといったこともよくある。

(その他、誤字や表現を修正して承認)

事務局

修正して決済がとれましたら後日送付させていただきます。

会長

そのほか、事務局から提案はありますか

事務局

ありません。

会終了 午後8時10分

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長

署名人

署名人